

山形県山岳連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、山形県山岳連盟（以下「本連盟」という。）という。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は事務局担当地区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連盟は、加盟会員の連携を深め登山技術の研鑽と自然保護の精神の昂揚を図り、健全な登山の発展とあわせて県民の社会体育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 安全登山の普及啓発、及び技術の研究指導。
- (2) 登山活動における自然保護の啓蒙と普及。
- (3) 山岳競技の普及と推進。
- (4) 山岳遭難の予防と対策の推進。
- (5) 山岳指導者の育成。
- (6) 登山に関する刊行物及び映像等の制作。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本連盟の会員は次のとおりとする。

- (1) 山形県内に事務所を置く山岳団体で本連盟の規約に賛同する団体（以下「団体会員」という。）。
- (2) 団体会員（本連盟に加盟する山岳団体）に所属しない者で本連盟の規約に賛同する者（以下「個人会員」という。）。
- (3) 本連盟の規約に賛同する法人、団体又は個人（以下「賛助会員」という。）。

(入会)

第6条 本連盟に入会する手続きは次のとおりとする。

- (1) 団体会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し常任理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 個人会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し会長の承認を受けなければならない。
- (3) 賛助会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し会長の推薦を受け常任理事会の承認を受けなければならない。

(入会金)

第7条 本連盟の入会金は次のとおりとする。

- (1) 団体会員 10,000円

(2) 個人会員 1,000円

(年会費)

第8条 本連盟の年会費は次のとおりとする。

(1) 団体会員

- | | |
|-----------------|---------|
| ① 会員が51名以上 | 37,000円 |
| ② 会員が41名以上50名まで | 32,000円 |
| ③ 会員が31名以上40名まで | 27,000円 |
| ④ 会員が21名以上30名まで | 22,000円 |
| ⑤ 20名まで | 17,000円 |
| ⑥ 高体連登山部1校 | 8,000円 |
| ⑦ 個人会員 | 3,000円 |
| ⑧ 賛助会員 | 10,000円 |

2 既納の入会金及び会費はいかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は次により資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出し常任理事会の承認を受けなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号に該当するときは、常任理事会の議決を得て除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ又は目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟会員としての義務に違反したとき。

第4章 役 員

(役員)

第12条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名 (1名は高体連登山部長を以って充てる。)
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 本連盟の役員を選出は次による。

会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長、及び監事は総会で選出する。

2 監事は、事務局担当以外の地区から選出する。

(役員の任務)

第 14 条 会長は、本連盟を代表し会務を総轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 理事長は、業務を統括する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職を代理する。

5 常任理事は、この規約に定めるほか総会において議決された業務の企画運営を執行する。

6 事務局長は、本連盟の事務局を掌握する。

7 監事は、本連盟の経理を監査する。

(役員の任期)

第 15 条 本連盟の役員の任期は2年とし再任をさまたげない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第 16 条 役員が次の各号の一つに該当するときは、常任理事会の議決をもって会長がこれを解任することができる。

(1) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(2) 健康上の理由、その他常任理事会で特に必要と認められたとき。

(顧問)

第 17 条 本連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、常任理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(専門部)

第 18 条 本連盟に事業執行上、常任理事会の補助機関として専門部を置く。

2 専門部は、『登山部』・『競技部』・『普及部』とする。

3 登山部は、指導員会・自然保護・海外登山・遭難対策を所管する。

4 競技部は、クライミング大会の主宰・競技選手の育成・競技役員の育成を所管する。

5 普及部は、高校山岳部・ジュニア育成を所管する。

6 各部に部長、副部長を置き常任理事が分担する。

7 部長・副部長は、理事長が推薦し会長が委嘱する。

8 部員は部長が委嘱する。

(特別委員会)

第 19 条 本連盟に事業執行上、常任理事会の議決を経て特別委員会を置くことができる。

(事務局)

第 20 条 本連盟に事務局を置く。事務局は1997年以降、原則6年ごとに庄内、村山、置賜の順序で移動設置する。庄内地区は鶴岡・田川・酒田・飽海、村山地区は最上・村山、置賜地区は置賜を指す。

- 2 事務局は、一般事務、広報、関係機関団体との調整等を所管する。
- 3 事務局員は会長が委嘱する。

第5章 会 議

(常任理事会の構成)

第21条 常任理事会は、本連盟の事業の企画運営機関とし、規約第13条第1項から第6項までの者で構成する。

(常任理事会)

第22条 常任理事会は、会長が必要と認めた時に招集する。但し、常任理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示し常任理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があったときから14日以内に常任理事会を招集しなければならない。

- 2 常任理事会を招集するには、各常任理事に対し会議に付議すべき事項、日時、及び場所を示して通知しなければならない。
- 3 常任理事会の議長は会長とする。

(常任理事会の定足数)

第23条 常任理事会は、常任理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を議決することが出来ない。但し、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、また他の常任理事を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。(委任状処理)

- 2 常任理事会の議決は、この規約の別段の定めのある場合を除くほか、出席常任理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第24条 総会は、本連盟の最高意思決定機関とし評議員をもって構成する。

(評議員)

第25条 本連盟に評議員を置く。

- 2 評議員の数は次による。

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 規約第5条第1項の会員が20名未満のとき | 1名 |
| (2) 規約第5条第1項の会員が20名以上50名未満のとき | 2名 |
| (3) 規約第5条第1項の会員が50名以上のとき | 3名 |
| (4) 山形県高等学校体育連盟登山部は前各号に関係なく | 5名 |

(総会の招集)

第26条 通常総会は、毎年3月に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、常任理事会が必要と認めるとき会長が招集する。
- 3 前項のほか評議員数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。総会の招集は、その会議の付議すべき事項、日時、および場所を示して通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、会議の都度出席評議員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第 28 条 総会は、この規約の定めるほか次の事項を議決する。

- (1) 本規約の改廃に関する事項。
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項。
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項。
- (4) その他常任理事会で必要と認めたもの。

(総会の定足数)

第 29 条 総会は、評議員の現在数2分の1以上の者が出席しなければその議事を議決することが出来ない。但し、当該事項につき書面を以ってあらかじめ意思を表した者、評議員が所属する山岳団体の他の者を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2 総会の議事は、この規約の別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会員への通知)

第 30 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、文書等をもって公開する。

(議事録)

第 31 条 総会には議事録を作成し議長及び出席者の代表が署名のうえこれを保存する。

第6章(会計)

(経費)

第 32 条 本連盟の経費は次のとおりとする。

- (1) 入会金、会費、寄付金、及びその他の収入。

(会計年度)

第 33 条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章(雑則)

(書類及び帳簿の設置)

第 34 条 本連盟の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 議事録
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証憑書類
- (6) 会務日誌
- (7) その他必要な書類及び帳簿

2 前項1号から4号までの書類は永年、同5号の書類は10年以上、同6号、7号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

附 則

1. この規約は昭和57年 3月14日より施行する。
2. 昭和36年11月 5日施行の規約は廃止する。
3. この規約は、昭和57年 6月13日より施行する。

4. この規約は、平成 元年 4月16日より施行する。
5. この規約は、平成 3年 4月14日より施行する。
6. この規約は、平成 5年 4月 1日より施行する。
7. この規約は、平成 7年 4月 1日より施行する。
8. この規約は、平成 9年 5月18日より施行する。
9. この規約は、平成10年 4月19日より施行する。
- 10.この規約は、平成15年 4月20日より施行する。
- 11.この規約は、平成18年 4月16日より施行する。
- 12.この規約は、平成21年 4月 1日より施行する。
- 13.この規約は、平成22年 4月 1日より施行する。